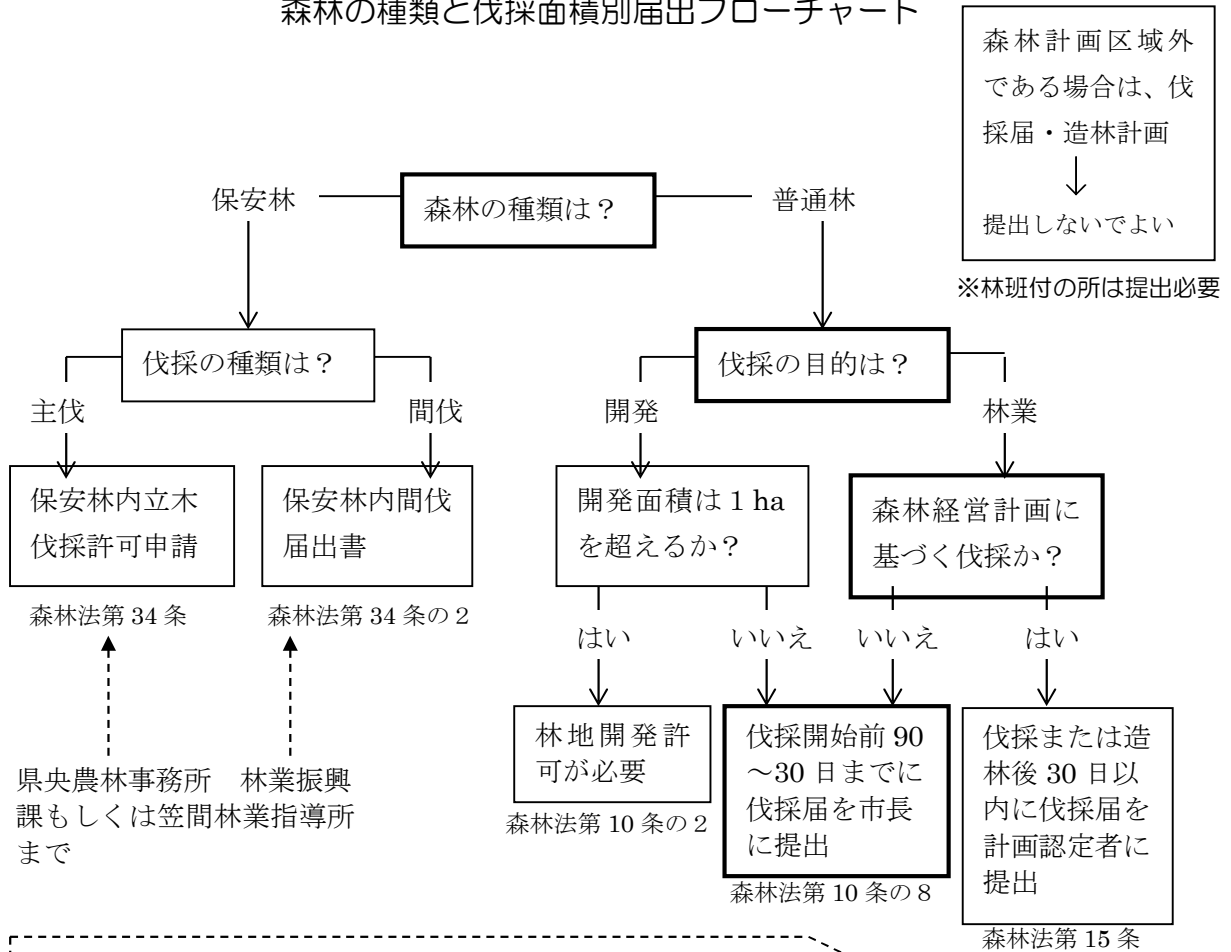


伐採及び伐採後の造林の届出について

森林の立木の伐採及び伐採後の造林にあたっては、森林法により森林所有者等に対し届出が義務づけられています。これは、立木の伐採や造林などの施業が市町村森林整備計画を遵守し適正に行われるよう、必要な勧告等を行うための制度です。

森林の種類と伐採面積別届出フローチャート



- *森林法第10条の8に基づく届出の必要がない場合
- ① 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が行う場合
 - ② 林地開発の許可を受けた者が行う場合
 - ③ 森林施業計画に基づき伐採する場合
→伐採後30日以内に伐採届を提出（上図参照）
 - ④ 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合（森林施業に係る測量又は実地調査）
 - ⑤ 第188条第2項の規定に基づいて伐採する場合（立入調査の支障となる立木竹の伐採）
 - ⑥ 普通林で特用林（果樹・樹液・樹皮・葉の採取）として市長に指定された森林の伐採
 - ⑦ 普通林で自家用林（生活用）として市長に指定された森林の伐採
 - ⑧ 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の必要がある場合
→伐採後30日以内に緊急伐採届を市長に提出
 - ⑨ 除伐する場合
 - ⑩ その他省令で定める場合

※届出をしないで立木を伐採した場合や、届出の計画に従った伐採及び造林を行わず命令に従わない場合は、森林法第207条及び208条に基づき150万円以下の罰金が課せられます。